

豊中市民生・児童委員協議会連合会会則

(名 称)

第1条 本会は、豊中市民生・児童委員協議会連合会（以下「連合会」という）と称する。

(組 織)

第2条 連合会は、次の民生・児童委員協議会（以下「協議会」という）をもって組織する。

- (1) 第1地区民生・児童委員協議会
- (2) 第2地区民生・児童委員協議会
- (3) 第3地区民生・児童委員協議会
- (4) 第4地区民生・児童委員協議会

(目 的)

第3条 連合会は、本会則第2条の協議会相互の連絡協調を図り、民生・児童委員精神の高揚に努め民生事業及び関係各機関と協力提携し、もって社会福祉の増進に努めることを目的とする。

(事 業)

第4条 連合会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 民生・児童委員精神の高揚
- (2) 民生・児童委員活動に関する総合的な情報・資料の収集
- (3) 民生・児童委員事業の普及および徹底
- (4) 協議会相互の連絡・調整
- (5) 関係諸団体との連絡・調整
- (6) その他職務遂行のために必要な事項

(役員及び役員の任期)

第5条 連合会に下記の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 3名
- (3) 理 事 若干名（うち書記・会計1名を兼務する）
- (4) 監 事 2名
- (5) 評 議 員 若干名

2 役員の任期は2ヶ年とする。ただし再任は妨げない。

3 現役員が辞任した場合は、当該役員が在籍する協議会の後任役員が、前任者の残任期間を就任する。

(役員を選出)

第6条 会長及び副会長は、協議会の会長より選出する。

2 会長選出は協議会の輪番制とする。

3 理事は、協議会の副会長、連合会の主任児童委員連絡会の代表をもってこれに

あて、この内より書記・会計1名を選出し、兼務とする。別途定める選任の指針に基づき、理事会の議を経て民生・児童委員以外の者から定めることができる。

- 4 評議員は、協議会の地区委員長、主任児童委員連絡会代表をもってこれにあて
る。ただし、前項の理事にあてられた者は、評議員を兼ねることはできない。
- 5 監事は理事会において2名を選出する。ただし監事に任命されたものは他の役
職を兼ねることができる。

(役員の任務)

第7条 会長は、連合会を代表し、会務を統括して理事会・評議員会の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたとき会長の職
務を行う。
- 3 会長・副会長・理事は理事会を組織し、会務の執行にあたる。
- 4 会計を担当する理事は、連合会の財産管理・現金出納その他の会計事務を処理
する。
- 5 書記を担当する理事は、連合会の記録・報告書作成その他の庶務を処理する。
- 6 監事は、会計に関する事務を監査する。
- 7 評議員は、評議員会を組織し、重要な会務を審議する。

(顧問及び参与)

第8条 連合会に、顧問及び参与をおくことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が理事会の同意を得てこれを委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じて意見をのべ、参与は会長の求めに応じ連合会の業
務に参加する。

(会 議)

第9条 会議は、総会・会長会・理事会及び評議員会とし、第6条の役員をもって
組織する。

- 2 会長は、必要に応じて会議を招集する。ただし、各々の会議は、その構成員の
1/3以上の者の請求がある時は、これを招集しなければならない。
- 3 会議は、構成員の1/2以上の出席をもって成立する。ただし同一の目的により
再度招集しても過半数に達しない時はこの限りではない。
- 4 総会の議長は理事の中から選出する。
- 5 会議の議事は出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決する
ところによる。
- 6 前項の場合においては、議長は出席者として議決に加わることができない。

(総 会)

第10条 総会は、理事及び評議員をもって組織し、次の事項を審議する。

- (1) 予算及び事業計画に関する事
- (2) 決算及び会務報告に関する事
- (3) その他会長が付議した事

(会長会)

第11条 会長会は次の事項を処理する。

- (1) 各民協間の連絡調整
- (2) 年間事業計画の認定
- (3) 歳入歳出予算の作成
- (4) 総会に付議する事項
- (5) 総会の議決により委任された事項
- (6) その他会長が付議した事項

(理事会)

第12条 理事会は、この会則で定めるもののほか次の事項を処理する。

- (1) 事業計画の樹立
- (2) 総会及び評議員会に付議する事項の決定
- (3) 総会及び評議員会により委任された事項の執行
- (4) 規定等の制定及び改廃に関する立案
- (5) 各協議会の連絡調整に関する事
- (6) 関係行政機関及び諸団体との連絡調整に関する事
- (7) その他会長が付議した事項の審議または執行

(評議員会)

第13条 評議員会はこの会則で定めるもののほか次の事項を審議する。

- (1) 年間事業計画の認定
- (2) 決算報告書の認定
- (3) その他会長が付議した事項

(部会、特別委員会及び連絡会)

第14条 連合会は、事業の効果的な推進にあたり理事会の承認を得て部会、特別委員会及び連絡会を置くことができる。

- 2 部会、特別委員会及び連絡会に関して必要な事項は、会長が理事会の承認を得てこれを定める。
- 3 部会には部会長、特別委員会には委員長、連絡会には代表を置いて、その選出については、各部会、特別委員会及び連絡会において行い、会長がこれを委嘱する。
- 4 部会長、委員長及び代表は、会長の求めに応じ、会議に出席して部会、特別委員会及び連絡会に関する事項について意見を述べるものとする。
- 5 部会、特別委員会及び連絡会の経費については連合会から支出する。

(会計)

第15条 連合会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる。

- 2 歳入歳出予算は総会の議決を経る。
- 3 連合会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終る。

(事務局)

第16条 連合会の事務局は豊中市社会福祉協議会内に置く。

(細則への委任)

第17条 この会則の施行に関して必要な事項は、会長が理事会又は総会にはかりこれを定める。

付 則 この会則は、昭和53年4月1日から施行する。

〔平成 9年 4月 25日 一部改正〕

〔平成 10年 4月 26日 一部改正〕

〔平成 15年 4月 30日 一部改正〕

〔平成 16年 12月 1日 一部改正〕

〔平成 19年 4月 23日 一部改正〕

〔平成 19年 12月 1日 一部改正〕

〔平成 23年 4月 1日 一部改正〕

〔平成 25年 4月 1日 一部改正〕